

政 法 第 3 6 9 6 号
答 申 第 4 6 7 号
平成29年2月20日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年2月6日付け精医セ第445号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第566号

平成26年12月26日付けで異議申立人から提起された、平成26年12月15日付け精医セ第357号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が行った行政文書部分開示決定で不開示とした部分のうち、別表に掲げる行政文書は開示すべきである。

また、再度、保有する行政文書について特定の上、改めて開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成26年11月18日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「CPMCによるUSBメモリー紛失事件にかかる情報全て。具体的には別紙のとおり」

「別紙 報道等によると、千葉県精神科医療センターが以前にUSBメモリーを無くすという事件を起こしました。その件に関する情報一切。

監査情報や、謝罪声明、電子メール、報告、会見の資料や原稿、紛失した男性医師の進退・処分、その後のUSBメモリーの捜索にかかる資料、などなど全て。

次は新聞報道からの引用です。ご参考ください。（中略）

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、「(No1) 千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）における患者様個人情報の紛失について（H23年8月29日、件数：1）」、「(No2) 取材報告（H23年8月29日、件数：2）」、「(No3) 精医セ第775号：患者様の個人情報の紛失についてのお詫び（H23年9月15日、件数：1）」、「(No4) 平成23年度 臨時診療録管理委員会 次第（H23年9月26日、件数：1）」、「(No5) 医療安全対策委員会次第（H23年9月2日、件数：1）」、「(No6) 平成23年度 臨時診療録管理委員会 次第（H23年9月6日、件数：1）」、「(No7) 個人情報の紛失について（事故報告）（H23年12月21日、件数：1）」の7点（以下併せて「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

平成26年12月15日付け精医セ第357号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として平成26年12月26日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、請求した情報を全部開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

非開示部分は、条例第8条第2号には該当しない。また、たとえ該当したとしても、同号ただし書イロハニ全てに該当する。

3 意見書の要旨

(1) 文書の特定

医療安全対策委員会等が取得、作成した情報の中にも対象文書が含まれている可能性が高く、特定された文書が本件対象文書のみなのは、不合理である。センターに寄せられている苦情等についても、開示文書として特定すべきである。

(2) 不開示理由に対する反論

ア 条例第8条第2号該当性

(ア) 千葉県庁における記者クラブの職員の氏名

行政機関職員の不祥事は、公表基準を定めた総務部長などの通達等に基

づいて、地方公共団体の本庁舎を詰め所としている報道機関に宛てて情報を提供することによって公表がなされる。本件でも同様であると認められることから、記者は独自の取材として参加した訳ではなく、千葉県職員による不祥事の公表基準に依拠して参加したと言える。

さらに、条例の解釈運用基準によると、本号ただし書イの具体例として公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報を明示している。千葉県同様に個人識別情報型を採用している他の自治体では、民間職員の氏名を所属や職名等とともに開示している。

したがって、千葉県庁を詰め所としている報道機関職員の氏名は個人情報による非開示を定めた条例第8条第2号に該当しないか、または、たとえ該当したとしても、少なくとも本件では、当該記者会見が特殊な場合にあたり公的性質が強大であるといえ、同号ただし書イに該当する。

(イ) USBメモリーを紛失した医師職員の氏名

当該医師は、当該センターの正規職員である。

当該メモリーは、当該医師の担当患者の個人情報のみならず、センター全体の患者の個人情報を保存したものと認められる。当時の医師（当該医師も含む）氏名は、市販の千葉県職員録等に記載されている。当時の医師が担当していた患者の個人情報が紛失したことは、現時点でも推認できる。また、患者以外誰一人として、情報開示により患者の個人情報を知ることができず、新たに患者のプライバシーが侵害されるおそれはない。

処分庁が表明するおそれは、患者の氏名や病歴等とともに当該医師の氏名が一般に入手できる情報として公になった場合のみ現実になる。しかし、当該紛失情報が第三者に渡って患者に不利益が生じたとの報告はない。また、当該USBメモリーが発見される見通しはなく、当該紛失情報と当該開示情報とが組み合わさる可能性はない。

当該医師は、懲戒処分を受けていない。この場合、氏名を秘匿し当該医師の社会的信用を維持することは、当該医師の正当な利益（2号）として保護されるものではない。

公立の精神医療機関職員による職務遂行上の不祥事情報は、患者等が医療機関等を選択する際の有益な情報として開示していくのが、口の趣旨に合致する。

患者には、インフォームドコンセント権が保障されているが（憲法13

条)、その説明の内容として正確な情報が与えられることが望まれる。当該医師の氏名が公になれば、患者は当該医師による診察を拒否できる。

イ 条例第8条第6号該当性

情報管理の安全対策関連情報が全部非開示にされていたとしても、決定通知書に当該行政文書の名称及び件数、非開示理由を具体的に明記すべきである。異議申立人が具体的に反論できるよう、可能な限りの抽象的な情報を理由説明書に記載すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書の内容

本件対象文書は、平成23年8月25日にセンター勤務医師が患者の個人情報を保存したUSBメモリーを紛失した事件（以下「本件事件」という。）に係る記録一切である。

平成23年8月25日に当該医師から紛失の報告があり、同月26日に当該医師から警察に紛失届を提出し、同月29日午後5時15分からセンター内にて報道発表を行った。その後、謝罪文のホームページへの掲載、通院中の患者に対する謝罪文書の直接配布、院内での謝罪文書の掲示を行い、関係行政機関に謝罪文書を送付し、医療安全対策委員会や臨時診療録管理委員会にて、改善策の検討及び実施について協議を行った。本件対象文書は、本件事件に係る病院局のこれらの対応記録として保存された文書であり、対象行政文書として特定した。

2 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 報道機関の記者等の氏名

当該情報は、記者等の氏名であり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報で条例第8条第2号に該当する情報である。

そして、同号ただし書きから二には該当しないため、条例第8条第2号に該当する情報である。

イ 医師の氏名

紛失されたUSBには、紛失した医師の担当する患者の情報が含まれていると推測されるため、当該医師の氏名が判明してしまうことにより、どの患者の情報が紛失されたか推測されてしまうおそれがある。このため、当該医師の氏名は個人（患者）に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号に該当するといえる。

そして、この情報は、同号イ、ロ、ニには該当しない。

また、当該医師は公務員であり、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるから、同号ハに該当し、公開されることが原則である。だが、上述のとおり、この情報は同時に患者に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報でもあるから、公開してしまうことにより、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人情報の要件を定めた同号の趣旨に反することになる。よって、この情報は、同号に該当する情報である。

(2) 条例第8条第6号該当性について

情報管理の安全対策関連情報

県が行う情報管理の安全対策事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、情報漏えいなどが起こることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第6号に該当するといえる。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書の不開示部分について

実施機関は、上記第2の3のとおり、本件決定において、7点の行政文書を特定し、そのうち、「(No3) 精医セ第775号：患者様の個人情報の紛失についてのお詫び（H23年9月15日、件数：1）」、「(No4) 平成23年度 臨時診療録管理委員会 次第（H23年9月26日、件数：1）」、「(No5) 医療安全対策委員会次第（H23年9月2日、件数：1）」は全て開示としている。よって、部分開示とした以下の行政文書について、本件決定の妥当性を検討する。

(1) 「(No1) 千葉県精神科医療センターにおける患者様個人情報の紛失について（H23年8月29日、件数：1）」（以下「対象文書1」という。）中の不開示部分について

対象文書1で不開示とした部分は、対象文書1を構成する「記者会見出席者名簿」中、記者会見に出席した報道各社の記者の氏名である。

記者の氏名は条例第8条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に該当する。また、実施機関において、記者会見に出席した記者の氏名を公表する慣行性は認められず、同号ただし書イに該当しない。

さらに、本件記者会見の実施が実施機関によって周知されたこと、及びUSBの紛失が社会的に与える影響が大きいことをもって、記者の氏名に公表慣行性があると解することはできない。

よって、記者の氏名は条例第2条第8号本文前段に該当し不開示が妥当である。

- (2) 「(No2) 取材報告 (H23年8月29日、件数：2)」 (以下「対象文書2」という。) 中の不開示部分について

対象文書2で不開示とした部分は、取材をした報道機関 (民間会社及び特殊法人) に属する記者の氏名である。

記者の氏名は、上記 (1) と同様の理由により、不開示が妥当である。

- (3) 「(No6) 平成23年度 臨時診療録管理委員会 次第 (H23年9月6日、件数：1)」 (以下「対象文書6」という。) 中の不開示部分について

対象文書6で不開示とした部分は、対象文書6を構成する「1 議題 (2) USB紛失事故に対する改善策 (事務局 (案)) についての添付資料」である。

具体的には、実施機関は、「USB紛失事故に対する改善策 (事務局 (案)) について (平成23年9月6日)」 (以下第5の1 (3) において「改善策について」という。) と題する文書及び情報システム課長発「平成23年6月15日付け情第546号、配布パソコンに係るUSBメディアの取扱いの変更について (通知) 及び別添資料」 (以下第5の1 (3) において「情シス通知」という。) を条例第8条第6号に該当するとして全部不開示とした。

以下、対象行政文書ごとに不開示の妥当性を検討する。

- ア 「改善策について」 の不開示妥当性について

「改善策について」 は、本件事件を受けて、センターがUSB紛失事故に対する改善策を協議するために作成した文書である。

当審査会が内容を見分したところ、当該文書には、センターの医師は県庁の配布パソコンを使用すること、そのために新たなソフトやネットワーク構成を必要とすることなどが記載されている。

実施機関は、これらの情報により今後のセンターにおける情報セキュリティ上の問題が生じるとして条例第8条第6号に該当するとして不開示としたところである。

しかしながら、県の機関であるセンターが県の情報システムに準じてシステムを構築することはむしろ当然であり、また、当該文書に詳細なセキュリティ情報が記載されているわけではない。

よって、当該文書を開示しても実施機関が主張する情報セキュリティ上の懸念は生じるとはいえず、条例第8条第6号に該当するとは認められないため、当該文書は開示すべきである。

イ 「情シス通知」の不開示妥当性について

当該文書は、情報システム課が配布パソコンからUSBメディアへの情報の保存に関して行う暗号化についての手順が記載された文書である。

USBメディアへの情報の保存に使用されるソフトは、配布パソコンのOSであるWindowsに附属されているごく一般的な暗号化ソフトであり、その暗号化手順など使用方法は周知の事実である。

USBメディアの情報が漏えいするかどうかは、USBメディアの管理、暗証番号の管理などによって左右されるものであり、当該文書の開示を契機として、USBメディアに保存した行政文書等の漏えいなど、県の情報セキュリティ対策に影響が生じるとは認められない。

よって、当該文書は、条例第8条第6号に該当するとは認められず、開示すべきである。

(4) 「(No7) 個人情報の紛失について(事故報告)(H23年12月21日、件数:1)」(以下「対象文書7」という。)中の不開示部分について

ア 実施機関の条例第8条第2号該当性の主張について

(ア) 対象文書7で不開示とした部分は、対象文書7を構成する「医療事故報告書(一次報告用・分析用)」中の医師の氏名である。

実施機関は、当該医師の氏名が判明してしまうことにより、どの患者の情報が紛失されたか推測されてしまうおそれがあり、このため、当該医師の氏名は患者の個人情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるとして条例第8条第2号により不開示としたと主張するのでこの点について検討する。

(イ) 医師の氏名は患者にとって、自分が診察を受けている医師名という個人情報であるが、たとえ本件医師名を開示しても、当該医師が診察を担当している患者の氏名が識別されるおそれは考え難い。

また、患者に近い第三者にとっても、センターは患者を含め関係者には医師名を明らかにした上で謝罪をしていることから、これらの第三者にとって医師名はすでに了知されている。

よって、医師名を患者の個人識別情報として関連付け、医師名を不開示とした実施機関の判断は是認できない。

イ 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

当該医師はセンター職員であり、公務員の氏名は条例第8条第2号ただし書ハに該当することから、この点について開示、不開示の妥当性を検討する。

条例第8条第2号ただし書ハは、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示される旨を規定している。

対象文書7は、本件事件に係る事故報告書であり、医師は職務上、USBメモリーに含まれる個人情報を適切に管理する職責を課されていたことを鑑みると、本件対象文書には医師の職務遂行に係る情報が記載されていると認められる。

しかし、同時に、本件対象文書に記載された情報には、職務を離れた個人の評価につながる私事に関する情報が含まれている。

すなわち、公務員が県民の個人情報を流出するという事故を起こした場合、当該公務員に対しては懲戒処分等の厳しい措置が取られることもある。たとえ懲戒処分にまで至らなくとも、医師の職にある者が患者の個人情報を記録したUSBを紛失したという情報は、当該医師に対する評判を低下させると同時に、医師の身分を離れた個人としての評価を低下させるなどの事態が発生するおそれがある。

公務員においても、上記おそれがある場合に、当該事実をみだりに開示されないことにつき正当な利益を有するものというべきである。

よって、本件対象文書における医師名は、当該医師の私事に関する情報の面を有するものであり、条例第8条第2号本文前段の個人に関する情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

2 対象行政文書の特定漏れについて

異議申立人は、「医療安全対策委員会等が取得、作成した情報の中にも対象文書が含まれている可能性が高く、特定された文書が本件対象文書のみなのは、不合理である。センターに寄せられている苦情等についても、開示文書として特定すべきである。」と主張しているののでこの点について検討する。

当審査会が事務局職員をして、センターが書庫等において保有する行政文書について調査したところ、以下のとおりであった。

USB紛失に関連する行政文書については1冊のファイル（背表紙の名称「USB紛失」、厚さ約3.7センチ、紙枚数約230枚。以下「本件ファイル」とい

う。)にまとめられていた。

これを調査したところ、本件対象文書以外に、本件事件に関する行政文書を保有していることが判明した。

よって、実施機関は、異議申立人の主張を考慮の上、再度、本件ファイルから行政文書の特定を行った上、開示決定等をすべきである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、別表に掲げる行政文書について開示すべきである。

また、再度、本件ファイルから行政文書を特定の上、改めて開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年2月6日	諮問書の受理
平成27年4月16日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年6月15日	異議申立人から意見書の受理
平成28年10月28日	審議
平成28年11月25日	審議
平成28年12月16日	審議

別表

No	不開示とした行政文書名
1	USB紛失事故に対する改善策（事務局（案））について（平成23年9月6日）
2	平成23年6月15日付け情第546号、配布パソコンに係るUSBメディアの取扱いの変更について（通知）及び別添資料

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学法政経学部准教授	部会長職務代理者

(五十音順)